

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 PCDS (太平洋軍備撤廃運動: Pacific Campaign for Disarmament and Security) / 平和資料協同組合(準)
〒223 横浜市港北区箕輪町3-3-1
TEL: 045-563-5101 FAX: 045-563-9907 E-mail: peacedepot@y.email.ne.jp

●編集責任者 梅林宏道

●郵便振替 口座番号: 00280-0-38075 加入者名: 平和資料協同組合

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

47 97/6/15

特集 ASEAN地域フォーラム(ARF)

¥200

I ARFにNGOの公的地位を求める(1ページ)

II 第3回ARFの分析(2~7ページ)

第4回ASEAN地域フォーラム(ARF)が、7月27日にマレーシアで開催される。PCDSは、第1回ARF(バンコク)に非政府組織(NGO)の平行会議を開き、アジア太平洋の地域安全保障を民衆の立場で考え、提案する活動を開始した。この特集では、第4回会議への新しいとり組みと、第3回会議の分析を紹介する。

NGOの公的地位を要請

PCDSがARF各国に手紙

各国の政府で構成されている国際機関におけるNGOの役割の重要性が、近年ますます認識されるようになってきている。国連改革のなかにおいても一つの課題である。平和、安全保障の分野は、社会経済問題よりもNGO参加が遅れているが、もはや無視できない潮流となりつつある。最近の2例を掲げよう。

1. NPT再検討準備会(97年4月)

95年の核不拡散条約(NPT)再検討会議で、ダナバラ総裁がNGOの功績に感謝する感動的な閉会の辞を述べた(右欄参照)。それを受けて、4月のニューヨークでの再検討準備会では、NGOに公式に次のような地位が与えられた。

申請をしたNGOは、公開会議に出席をして傍聴することができる。また、準備委員会の文書を入手したり、政府代表たちに自分たちの資料を配布することができる。また、全体会議の場で、NGOに半日の発言の機会が与えられた。

2. OPCW締約国会議(97年5月)

化学兵器禁止機関(OPCW)の準備委員会は、第1回締約国会議(ハーグ)にNGOを正式に招待した。

NGOは事前に申請をし、全体会議を

傍聴することができる。発言の機会はない。資料は所定の場所において、各国代表に配布することができる。

公式参加の形態はまだまだ限定されたものであり、今後課題を残していることは事実である。しかし、これらと比較すると、東南アジア諸国連合(ASEAN)の諸会議やASEAN地域フォーラム(ARF)の場合、状況は決定的に遅れている。会議は厳格な警戒体制下におかれ、NGOが会議を傍聴したり、各国代表の演説資料を入手したりすることすらできない。

そこで、PCDSはARFへのNGOの公的参加について要請することになった。第1段階として、①非公開会議を除く会議の傍聴、②ARF会議およびテーマ別のインター・セッション会議の資料の入手、③NGO作成の資料配布、を要求する。

要請は、6月中に各国外務大臣とASE

AN事務局長に送付され、その後回答を求めて折衝が開始されることになる。新しく結成された「オルタナティブ安全保障アジア太平洋ネットワーク」(バンコク、本誌43号参照)の諸団体とともに努力する。(梅林宏道) M

NGOの功績を高く評価した ダナバラ大使の演説

1995年5月、NPT会議「閉会の辞」から

過去25年以上、非政府組織(NGO)は核不拡散条約(NPT)のために貴重な貢献を行ってきた——条約の目標にむかうさらなる前進を激励し、アイデアを出し、市民の立場から支持し、擁護してきた。私は彼らの献身に対して心からなる謝意を表したい。

NGOの専門知識と組織力は、国連に関連する活動など、国内や国家間の人類の努力のさまざまな場面に、ますます統合されている。したがって、NGOとNPT加盟国の間の意思疎通のあり方は改善されるべきである。その目的を達するために、NGOが書面や口頭で政府代表たちに1日か2日の意見表明を行う可能性に考慮が払われるべきであろう。それによって、NPT準備委員会や再検討会議のあいだ、NGOと政府代表の間の意見交換を最大限に奨励することになるであろう。

(スリランカのジャヤンタ・ダナバラ大使は、1995年のNPT再検討延長会議の総裁をつとめた。)

ASEAN地域フォーラム・ジャカルタ

—ある非政府組織の視点—

(1996. 7)

I はじめに

太平洋軍備撤廃運動(PCDS)は、ASEAN地域フォーラム(ARF)の進展を注意深く追跡してきた。東南アジア諸国連合(ASEAN)が先導したこのARFは、アジア太平洋地域における、もっとも重要な公式の安全保障機関として広く認められている。

「ハーバード・インターナショナル・レビュー」(96年春号)は、当時誕生して2年が経過していたARFについて、3人のオブザーバーの異なった意見を載せた。楽観的意見では、ARFを冷戦後の時代の明確な特徴の一つとしてみなした。「不完全で未完成ではあるが、ARFは高官たちの対話と協議のための柔軟性のある場であり、近い将来には予防的外交と紛争解決のための場となるであろう」(ポール・エヴァンズ)。対照的に、悲観的な意見では、ARFを「結果を伴わず」「とりわけ協議が十分でもない」(アロン・フリードバーグ)、「紳士の食事会にすぎない」(ジェラルド・シーガル)とみなしている。

こうした多様な評価を受けながら、ASEAN地域フォーラム(ARF)は1996年7月23日にジャカルタで3度めの会合を開いた。インドネシア外相のアリアラタスを議長とし、7つのASEAN加盟国と、10のASEAN対話国および4つのオブザーバー国の外相が出席した。PCDS国際コーディネーターの梅林宏道は、ジャカルタにおもむき、非常に厳しい警戒体制の中でできる限りARFを監視した。梅林は、公式書類を集め、インドネシアおよび世界各国報道機関の情報を集め、それらの報道機関にPCDSの資料を提供し、NGOの人々と会った。

参加国政府の見方では、第3回ARFは成功であった。ARFが正式に公表した唯一の文書であるARF「議長声明」は、「ARFはまだ未熟な試みである。その成功は、決して予定されたものではない。したがって、第3回ARFの参加国のよりうちとけた状態こそが、ARFがよいペースで進んでいることを示すものであることを指摘して

おきたい」と書いた。

オーストラリアの外務貿易省は、会合は、「とくに微妙な問題を扱うための新しい手順」や「安全保障関係の問題の包括的議題」の設定によって、「ARFの歩みがさらに成熟したことが特徴」であったと報じた。「朝日イブニング・ニュース」(96年7月29日)の「ASEAN安全保障フォーラムが皮肉屋を驚かす」と題する記事で、ある日本の外務省役人の「率直に言って、ARFがここまでくるとは思わなかった。これまでARFについて言ってきたことを撤回しなければならない」という言葉が引用されている。フィリピン外務省長官は、「(ARFの)歩みは、私たちのもっとも希望的な期待を超えるペースで進んできた…」と述べて楽天的な論評をくり返してきた。そして、アメリカのウォーレン・クリストファー国務長官は、「このテーブルについての21ヶ国の存在が、冷戦の終結によってアジア太平洋地域に大きな変化がもたらされたことを証明している。10年前だったなら、安全保障問題を協議するためにこれらすべての国が集まるという考えは、1945年に誰かがアジアが経済成長において世界をリードするであろうと予言するのと同じくらいに無理なことに思われたであろう」と言明した。また、「過去3年間で、ARFの協議と同意へのとり組みは大きな実を結んだ」とつけ加えた。

確かにARFが果実を实らせ始めているということかもしれないが、しかしこれは、半ば、ARFを評価するときの政府役人の基準がPCDSのような民間のグループの基準より限定されたものであるためであろう。PCDSはARFをその発端から注意深く監視してきたが、草の根地域レベルの人々の思考をよく反映する「人間の安全保障」というより包括的な概念をARFが採用するよう、とくに関心を注いできた。人間の安全保障は、人々の日常生活に根ざすもので、人権、民主主義、環境的保全、軍縮(通常兵器および核兵器)を含む。

さらに、PCDSは、ARFへの参加は包括的であるべきであると考えている。すなわち、ARFの活動の影響を受けるすべての国や国の集合体(たとえば南太平洋フォーラム)を参加者に含めるべきである。また、草の根市民社会の貢献が、域内の持続的な安全保障の枠組みにとって不可欠の要素であることを認めるべきであると考えている。そしてPCDSは、ARFが議論だけにとどまらず、地域の安全保障問題につ

●ASEAN(東南アジア諸国連合)

1967年に設立されたASEANは、平和的關係を促進する多国間の機構として認識されている。加盟国は、タイ、フィリピン、マレーシア、インドネシア、シンガポール、ベトナム、ブルネイの7ヶ国である。ASEAN加盟国の外相で構成する年1回の外相会議(AMM)と、ASEANの対話国と招かれたオブザーバーとで構成する拡大外相会議(PMC)を開く。

●ASEAN地域フォーラム(ARF)

1993年のASEAN外相会議と拡大外相会議で、地域安全保障問題をとくに協議する場として創設が決められた。第1回会合は1994年にタイで、第2回会合は1995年にブルネイで開かれた。第1回ARFで「アジア太平洋地域においてより予測可能で建設的な形の關係を創り出す必要」があることに合意した。

いて具体的な立場を表明し行動することを求める。このブリーフィング・ペーパーは、非政府組織の視点で書かれており、以上の基準を念頭において、第3回ARFを分析する。

II 安全保障の概念

伝統的な安全保障の考え方は、ほとんど領土国家のみに焦点をあて、脅威の軍事面を強調する。すでに述べたように、環境の悪化、資源の欠乏、人権侵害に関連した安全保障の脅威の多くは、

軍事介入のみによっても、何らかの軍事的行動によっても、あらゆる種類の一方的行動によっても解決するのではない。むしろ、協調的で建設的な姿勢でとり組むのでなければ、それらの脅威は伝統的な様式の軍事的衝突にまで悪化し、それによって、古典的な意味で国家とその支配体制とその社会が脅かされるであろう。(デイビッド・ドゥウィット、1994年)

●ARFとビルマと人権

この視点で考えれば、自決や民主主義を求める民衆の闘いに関連した人権侵害が、アジア太平洋地域の不安定さの明らかな原因の一つなのである。東チモール、ビルマ、その他の国々——とりわけ国家保安法をもつ国々——の民衆にとって、人権の保護と発展は、人間の安全保障に必要な前提条件である。

過去2回のARFの会合と同様に、公式文書の中で「人権」は「安全保障」の重要な要素としては決して言及されていないし、実際のところ、言及そのものがまったくないのである。しかし、異論のあるなかでのビルマのARFへの招待が、「人権」の問題をARFのオープニング・セッションの前面にひっぱり出した。いくつかの正式参加国の記者発表がこの問題にふれるとともに、メディアが世界中に報道した。「ファー・イースタン・エコノミック・レビュー」(96年8月1日)は、ビルマの問題が「第3回ASEAN地域フォーラムを支配した」と報じた。

ARFの準備段階で、いくつかの民間団体は、もし違法のSLORC(国家法秩序回復評議会)の軍事政権がビルマの代表となるならば、会合をボイコットするよう自国の外相に要請していた。SLORCは、アウン・サン・スーチーの国民民主連盟(NLD)が多数票をとった1990年の選挙結果を認めることを拒み続けている。最小限でも、ビルマのARFへの参加について

厳しい条件をつけることを、民間の批判者たちは望んだ。たとえば、PCDSは、ARFのすべての外相と接触し、以下のことを要求した。

[ARFにおいて]この地域の人権侵害について協議する手続きの確立。持続的な安全保障にとって、民主主義の発展が重要であることの確認。とくに、今回のARFへのビルマ(ミャンマー)の参加については、たとえオブザーバーの地位であるにせよ、ビルマに人権問題について完全かつ公開された調査や協議を行うことを認めさせ、ARFがそれを積極的に促進するという条件のもとに行わなければならない。

驚くことではないが、人権についてARFでは一度も公式に言及されたことがない以上、ビルマの参加に関してPCDSがすすめた条件は採用されなかった。しかし、ARF議長の勧めで、会合の議題からは明らかにはずれていたが、SLORC政権の代表オン・ジョーは、前夜の公式夕食会で数カ国の代表がビルマへの関心を表明したのを受けて、ビルマの状況について外国の外相たちに15分間説明する機会を与えられた。

「ジャカルタ・ポスト」(96年7月24日)が、「ASEAN地域フォーラムのオープニング・セッションで、…ミャンマーはもっとも厳しい批判者に直面し、非難

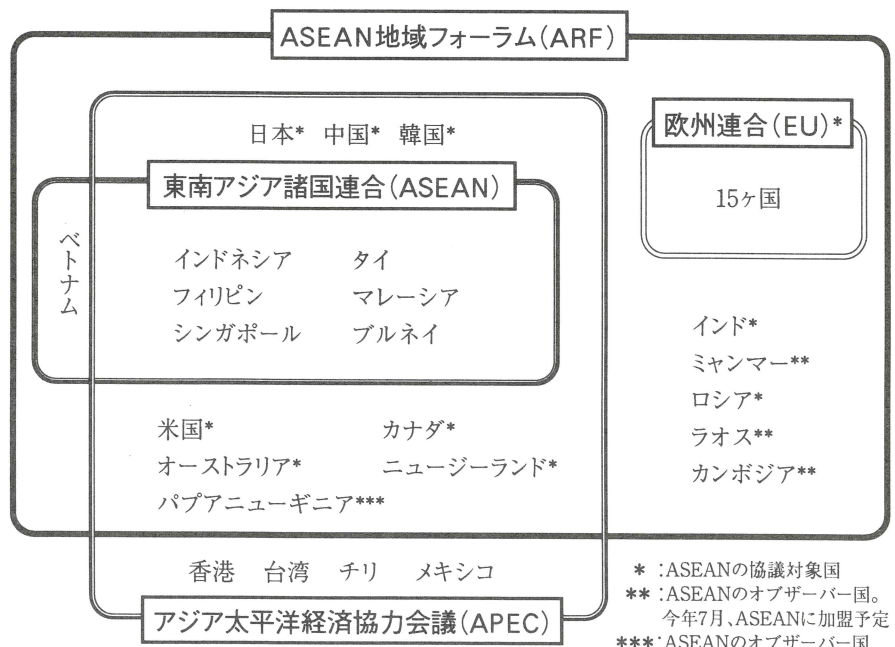
人間の安全保障

1994年7月に第1回ARFと同時期にPCDSが主催して開いたバンコク・ピース・セミナーは、国連開発計画の文書を引用しながら、以下のように声明した。

…安全保障の概念自体を再定義し、意味を広げなければならない。安全保障は、戦争がないこと、外部の侵略からの領土の安全、国益や外交政策の保護といった国民国家の問題のみではない。

安全保障はまた、病気、飢え、失業、社会的衝突、政治的抑圧、環境被害の脅威からの保護という日常生活の中の安全保障への人々の関心を扱わなければならない。安全保障の範囲には、環境の向上、経済的平等、女性・先住民・少数民族のような伝統的に抑圧されたり排除されてきた人々の問題、そして政治的民主主義の制度化などの問題が含まれる。

ARF参加国とその他の国際組織



にさらされた国内政策を擁護した」と報じた。オン・ジョーは、一見、多党性民主主義と独立した司法とを約束した新憲法に関するビルマの作業を擁護したが、国民民主連盟の指導者であるアウン・サン・スー・チーとの対話の求めをはねつけた。オーストラリア政府の「平和と軍縮ニュース」(96年11月)は、オン・ジョーが改善の計画を何も示さなかったことに注目した。「アソシエイテッド・プレス」(96年7月21日)は、「オン・ジョーは、しょうごりもなくスー・チーのような民主主義活動家の弾圧を含む彼の政権の行為を正当化した」と報じた。また同社は、ジャカルタで開かれたASEANの会議にビルマが参加することについて、「世界の多くがビルマの人権問題を非難している一方で、東南アジア諸国連合(ASEAN)は、昨日、ビルマの軍事政権を親しい友人、尊敬すべきゲスト、そして将来の[ASEAN]加盟国としてあがめた」と報じた。

過去2回のARFでは人権についてあからさまに沈黙していた西側諸国と他のいくつかの国々は、今回は違う戦略を用いた。それらの国々は、人権問題、とりわけビルマに関する問題をとり上げた。「ファー・イースタン・エコノミック・レビュー」(96年8月1日)は以下のことを報じた。

別々に、しかし一致して、アメリカ、欧州連合、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドは、ビルマの外相に、アウン・サン・スー・チーの国民民主連盟(NLD)に対するランゲーンの軍事政権の抑圧についてたずねた。ASEANが1998年までにビルマを正式加盟国にしようとしており、オン・ジョーがこの地域フォーラムに出席している以上、ランゲーンの軍事支配者がジャカルタで厳しい目にさらされるのは避けられないことであった。西側諸国とASEANは、長い間、ASEANの「建設的関与」という方針をめぐって対立してきた。これは、ビルマに対して孤立させたり、制裁を与えるよりも、ビルマとの対話を説くものである。今回が、対立している問題で両者がいっしょに議論をした最初である。

日本の池田外相もまた、ビルマ外相との直接の協議で、スー・チーとの対話の欠如について日本の懸念を表明したが、ビルマに関する日本の立場は、西側諸国の立場よりもさらにあいまいである。

インドネシアのアラタス議長は、ARFのビルマ受け入れを擁護して、ARFは国内状況を見無視しているのではないと主張したが、「ジャカルタ・ポスト」(96年7月24日)の報告によれば、アラタスの考えは、「…このグループは、『一つの国を公然と追いつめる』という西洋のやり方には同意しない」ということである。アラタスは、国連のような他の国際組織は国内政治に関する条件を定めていないのであるから、「他の国際組織がしていないことをASEANに求めないでほしい」と述べた。「ポスト」はまた、次のように報じた。「西側諸国の民主主義と人権の要求について、アラタスはアジアの国々も同じ目的

を持っていると主張した。しかし、各国がこだわる民主主義の型は各国自身が決める権利を持つべきである」。またアラタスは、民主主義を西洋の基準でのみ評価する人々に触れ、「残念ながら、それはちょっとした知的ごうまんか知的偽善であると私は考える」。そして西側の批判者については、「これはわれわれの組織であって彼らの組織ではない。そしてわれわれは、彼らの目から見て、誰をオブザーバーとして迎えたいか否かを決めるのに十分に成熟していると私は思う」と述べた。

アラタスは、ビルマの状況について「おおむね静かで安定」と明白に述べ、西側にそっと踏むよう注意をうながした。西側諸国は概して、東南アジアの「建設的関与」によるビルマの外交指導にしたがってきたが、シンガポールやインドネシアのような独裁政権を含む地域でのこうした努力の成果は最小である。ARF直前の2カ月間でさえ、ビルマ政府は250人の民主主義活動家を拘留した。

ARFに出席したいく人かの西側の外相は、ビルマの臨時政府を単に受け入れる以上のことをすることを望んだが、結局、ビルマを仲間として迎え入れることにただ熱心であったASEANの反対にあって、強硬な手段は柔らげられた。欧州連合を代表するアイルランド外相のデック・スプリングは、「われわれは、ミャンマーがこの地域フォーラムに加わることを歓迎した。もっとも大切なことは、将来も、対話のための会合を持つということである。そのことが重要である」と述べた。アジア太平洋の安全保障に関するカナダ・コンソーシアムのブライアン・ポプが、カナダの立場を説明するにあたって、最初は批判的であった西側諸国の基本的な立場を要約している。「…カナダは、率直な議論を望み、公開された外交をやりたかったが、地域の国々が自らとった方法に知恵を出しており、現在のところ、カナダや他の国々に予期される進歩を待つように確信させた、という認識によって柔軟に転じた」。アメリカのクリストファー・國務長官は、人権と安全保障をつなげ、ASEANに批判的であったけれども、ビルマの参加のよい面を見ようとして、こう述べた。

「共通の利益と関心を持つ政治上および安全保障上の利害関係について協議のできる組織として、ARFは同時に、ビルマの現在の状況が地域におよぼす影響を考慮しなければならない。SLORCが、民主主義支配への移行というビルマの大多数の人々の望みを心にとめることを拒否し、そして民主主義者である反対勢力へのいやがらせを強めていることは、基本的かつ普遍的な人権を侵害するだけでなく、ビルマ国内および国境をこえて、不安定さや流血や移民の可能性を高めるのである。法による支配が着実に悪化しているために、急増しているビルマの麻薬とりひきがバンコクからベルリンへ、上海からサンフランシスコへと市民たちに与える脅威が増してきた。各国がビルマに近づく

方法はそれぞれ異なっているであろうが、私たちには共通の関心と共通の目的がある。すなわち、より大きな安定と開放性につながるような意味ある政治的対話である。私たちが、とりわけジャカルタでのこの会合の後、具体的な成果を促進するようにビルマと関わるのが大切である。ビルマがARFに参加し、ビルマとASEANが緊密な関係を持つことで、和解の過程を後ろではなく前へ進めることがとりわけ重要となった。

クリストファーは希望を持っていたかもしれないが、現実には、ビルマはARFの後、まさに後退した。「ファー・イースタン・エコノミック・レビュー」(96年10月17日)は、「…SLORCは、ASEAN加盟の正式申請を提出して2週間もたたないうちに、また(民主主義活動家たちの)弾圧を始めた」と報じた。また同誌は、NLDという反対勢力を弾圧することで高い代価を払うかもしれない、と指摘した。明らかに、9月の国連でのASEAN外相の会合は、1997年のビルマの正式加盟を承認しなかった。ASEANには、東南アジアの10ヶ国すべてがひとつになるというASEANの理想を実現するために、ビルマも加わるべきだという合意が残っている。しかし、「また、ラングーンは、ASEAN加盟を、人権問題に関する批判の盾として利用し、同時にASEANの歩みを汚すのではないかと懸念も大きくなっている」。フィリピンとタイは、「建設的関与」というASEANの方針を見直すことを望んでおり、その一方で、1997年のARF主催国であるマレーシアは、ビルマの早期加盟を支持しているということが知られている。

ARF終了後のわずか数日後に、インドネシアの機動隊が、インドネシア民主党(PDI)のメガワティ・スカルノプトリを支持する活動家の自由討論会を攻撃したことを考えれば、インドネシアの立場は、驚くことではない。「アソシエイテッド・プレス」(96年7月31日)の報告によると、ジャカルタの軍司令官が自分の部下に、通りに出て騒ぐものはだれでも「その場で撃て」と命じたということである。PCDS国際コーディネーターの梅林宏道によれば、こうした攻撃は、すべての外国外相がジャカルタを去るまで明らかに延期されていたという点で「象徴的であり、暗示的」である。「民主主義を伴わない安全保障は非常にしろいものであり、ARFは、参加国における人権の問題をもっと率直に扱っていくべきだ。この問題でのNGOの役割はきわめて重要である」。

インドネシアの東チモールに関する人権状況について、PCDSは、ARFに出席予定のすべての外相に手紙を書いた。「インドネシアが第3回ARFの主催国であることから東チモールの人々のおかれている窮状はとくに注目されねばならない。東チモールの正当な要求である自決権に対して、ARFが早急に支援することを要求する」。推察できるように、外相たちがジャカルタでARFのために集まっていたと

き、東チモールの問題については、ことのほか沈黙が守られていた。

ジャカルタでは、人権とASEANの歩みに関してもうひとつ逆行する展開があった。1994年のASEAN外相会議で、ASEANは、地域の人権問題に関する機構の設立に言及していた。ASEANがジャカルタで集っているとき、インドネシアの国家人権委員会の議長は、「3ヶ国(インドネシア、タイ、フィリピン)の政府はそれぞれに動きを始めたが、ASEAN全体としてのそうした機構への動きは、3年たった今も、ほとんど見られない」と述べた。彼および他の人権活動家たちは、そうした機構へ向けて動き出すようASEANに訴えた。「ジャカルタ・ポスト」(96年7月22日)によると、ASEANは、人権に関する東南アジア地域の委員会や組織や機構を持つためには、ASEANの各加盟国がまず、人権に関する国内委員会を持つことが必要であるとして冷やかに応じた。NGOは、欧州連合は、各加盟国が国内に該当する組織を設立していないという事実にもかかわらず、そうした組織を持っている、と応じた。

「建設的関与」についてのアウン・サン・スー・チーの意見

国民民主連盟の指導者であるアウン・サン・スー・チーは、SLORC政権のASEANへの参加を知ったとき、こう語った。「一つの国の国内状況を無視することはできないという事実を、ASEANによく考えてもらいたい。なぜなら、一つの国の国内状況は地域全体に影響を与えうるものだからです。どの国もある程度は、国際世論や外からの影響を受けているのです。」

ASEANの「建設的関与」の方針については、「…誰にとってそれが建設的であったのか?民主主義勢力にとって建設的であったのか?ビルマの一般の人々にとって建設的であったのか?限られたビジネス社会にとって建設的であったのか?それともSLORCというものにとつて建設的であったのか?」

スー・チーは、ジャカルタでの外相会議直前に、ASEAN加盟国首脳にあてて、政治的変革を進めるための手段として、自分の国に対する経済制裁を求め手紙を書いた。

Ⅲ 参加国

●ARFへの参加基準

第3回ARFで、外相たちは、ARFの将来の参加基準で合意した。1995年に、ARFは次の議長国(インドネシア)に、加盟問題について研究し、ジャカルタの第3回ARFで検討するための参加基準を作成することを委任していた。このことは、東アジア・太平洋地域の内外から、ARFへの参加の関心を表明した国がいくつかあるという事情のもとに、急務として浮上したものである。

ジャカルタで採択された基準は、以下の内容である。ARFの主要な目的、過去の決定および声明に同意するという約束、申請国が、ARFの「地理的足跡」(東北および東南アジアとオセアニア)の平和と安全保障に関係が深いこと、漸進的な拡大を協議のもとに行うこと、将来の参加国の決定はすべてARF参加国の全会一致で行うこと。「主権国家」のみが参加できる。これは、南太平洋フォーラムのような国家の集合組織や台湾の参加を排除する条件である。

[注:]パプアニューギニアは事実上、ASEANにおいて、およびその延長上で、ARFにおいて、南太平洋の小さな島しょ国家の利益を代表していると思われる。

パプアニューギニアは、20年前、ASEANで「特別オブザーバー」の地位を与えられた。パプアニューギニアは、現在の地位はパプアニューギニアが長く続けたいと願うASEANとのきずなに大きな不確実さをもたらしていると主張して、ASEANの「永久準加盟国」になることを要求している。ASEANが、これまでにパプアニューギニアの要求に応じたかどうかはわかっていない。]

オーストラリア外相によると、ARFに先立つ非公式の食事会で加盟規準の合意が達せられ、これらの規準にもとづいて、インドとビルマ両国の加入が合意された。

[注：パキスタンが、ARFでインドと同じ地位を与えられるよう求め、インド外相がインドはパキスタンの参加に反対しないと述べたことは注目される。アメリカは、「会合を持つために、どこかの国が譲歩することなく集まれることを可能にする保護」を与えるということが、ARFの明確な特徴のひとつであると述べた。]

オーストラリア外相は、「他の加盟の提案については、ほとんど議論をしなかった。これは、この段階でもっと拡大することに対して、多くのARF参加者が概して用心深くなっていることを反映するものである」と主張した。

●朝鮮民主主義人民共和国の場合

人権に関連した条件が、ビルマのARF参加にははっきりと適用されるべきではあるが、一般的に、PCDSは「包括性」に賛成してきた。つまり、ARFの活動の影響を受ける国や国の集合体は、すべてARFに含まれるべきであるという主張である。この目的のために、PCDSは、ARFの会合の前に外相たちに手紙を書いて以下のことを要求した。

朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)と南太平洋フォーラムを、それぞれ加盟国および加盟組織として招くこと。ARFが、DPRKに関連した安全保障の問題を協議していると考えられる以上、すべての関係国が招かれてそのような議論に平等に加わることが、地域安全保障の枠組みの根本原則でなければならない。

DPRKは、1995年にARFへの正式参加を求めたが、1996年のARFに招かれなかった。それにもかかわらず、DPRK抜きでARFの「議長声明」はARFが以下に同意したことを述べた。

朝鮮半島の平和と安全保障の重要性を念頭において、会議は、平和の機構を設立する必要性を強調し、またその設立のときまでは1953年の休戦協定が有効であるべきであると力説した。会議は、大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国の間で対話が再開されることの重要性をあらためて述べた。

公式に「議長声明」に含められることはなかったけれども、「ジャパン・タイムズ」(96年7月24日)によると、ARFの間に、アメリカ、日本、南朝鮮は、具体的に「アメリカ、中国、北朝鮮、南朝鮮の4者会談の提案への支持を熱心に説いた…」。4者会談の主

張は、ARFが休会した数日後にニュージーランドのドン・マッキノン外務貿易省からPCDSにあてた手紙(96年8月5日)のなかでもくり返されていた。彼はこう書いた。「DPRK加盟の可能性について、私はそのときがくると思う。ただし、今のところは、提案されているアメリカ、南朝鮮、中国との4者会談の形で対話に参加することのDPRK側の意志をもっと見きわめることが必要である」。PCDSは、4者会談の中心的当事者でありながら、それに正式に同意を示していない北朝鮮のいないところで、ARFが4者会談を支持することは不相当であると考ええる。加盟の規準が、ARFのこれまでのすべての方針や決定を受け入れることであることを考えれば、ARFがDPRKのいないところで4者会談を支持することは、平等の土台に立った北朝鮮の加盟に対する潜在的障壁を生じうるものである。

IV 個々の課題

地域の具体的な安全保障上の問題に関して、「ファー・イースタン・エコノミック・レビュー」(96年8月1日)は以下のように伝えた。

南シナ海の領有権争いと包括的核実験禁止条約のこう着状態は、注意深く巧妙に仕組まれた外交によって隠された。スプラトリー諸島に関する中国の頑固さは、この問題では譲らないというASEAN諸国側の静かな決意の挑戦をうけた。一方、核の条約については、核軍縮の日程をたてるというインドの要求を、東南アジア諸国は支持しなかった。

オーストラリア外相は、中国—台湾問題や南シナ海の問題といった具体的な問題は、「実際、以前よりも率直に、また以前よりも多く議論されるようになった。これは、過去の会合で微妙な問題への干渉がもっとえん曲で間接的であったのと対照的であった」と述べている。

特筆しなければならない失望すべき点の一つあった。それは、ASEANの外相たちが、ARFに先立つ外相会議で、核兵器国に、東南アジア非核兵器地帯条約の議定書に署名することを求めたが、この同じ要求が、ARFの「議長声明」では言及されなかったのである。ASEANの会議には出席しないが、ARFの会議にはまさに出席している当の核兵器国[中国、アメリカ、ロシア、欧州連合(イギリスとフランスが含まれている)]の外相たちの前では、東南アジアの国々が、決意を失ってしまったように思われる。

もう一つ失望すべきことは、通常兵器の軍縮に関する動きがなかったことである。これは、アジア・太平洋地域が世界の武器購入の46%を占め、新興工業国の成長で、どん欲なヨーロッパの武器輸出

業者の熟してすぐに狙える「標的」になっているだけに、とりわけ気にかかることである。ARFの案内資料であるARFの「コンセプト・ペーパー」のなかに、地域の兵器登録への言及があり、また、ARFの「議長声明」のなかに世界の対人地雷の除去についての一節があるが、一般的な問題については、ほとんど動きがないようである。

ARFの仕事の多くは、信頼醸成措置、捜索と救出、平和維持といったテーマ別的に、1年を通じて開催されるARFインター・セッション・グループで実行される。仕事は、たとえば中国とフィリピンが信頼醸成に関するインター・セッション・グループの共同議長を務めるというふうに行けられる。中国外相の錢其琛は、ARFでの声明で、この共同主催は、「中国が安全保障に関する公式の多国間国際会議を主催する最初である」と述べた。この多国間のイニシアティブに中国が統合されたことは、前向きな展開とみなされている。

V 結論

第3回ARFが、ついに初めて(公式文書のなかではないが)人権問題を認めたことは、明らかにささやかな前進である。しかし、ARFの認識は一時的で弱いものであり、安全が日常的に脅かされているアジア・太平洋の地域社会の人々にとって、ほとんど慰めにはならない。人間の安全保障のさし迫った必要性和、ARFでの進むペースの遅さとのあいだの落差を考えると、1994年にバンコクで最初のARFの会合が開かれて以来、地域の安全保

障の枠組みの構築にとって非政府組織の役割がますます重要になってきたということであろう。PCDSは、今年もARFの監視を続けるうえでの優先課題の一つとして、ARF過程の一部として非政府組織のオブザーバーの地位を導入するよう、ARFに対して正式に要請する。

(同タイトルのPCDSブリーフィング・ペーパー(1997年3月)より。訳:水野希代子) M

米未臨界核実験、6月27日以降 第1回は「リバウンド」

米未臨界核実験が6月27日以降であることが明らかになった。米国内の反核団体が5月1日に起こした実験差し止め訴訟への対応や、同月20日から始まる主要国首脳会議(デンバー・サミット)への影響を考慮した結果であるとされている。

また、5月30日に米エネルギー省はネバダ実験場の未臨界実験施設を報道陣に公開、実験にプルトニウム約1.5kg、高性能火薬約75kgを使うことを明らかにした。これらの情報から、第1回の実験が「リバウンド」であると推定することができる。

本誌45号3ページに掲載した、ジェイソン報告から整理した「未臨界実験関連データ」の表がその根拠となる。「リバウンド」では異なる条件のもとでの3種類の実験を同時に行うが、この表によると、それらの実験で使われるプルトニウム量はそれぞれ、462g、424g、589gで合計1475g、高性能火薬の量はそれぞれ、37kg、23kg、13kgで合計73gとなる。これらの数値は、エネルギー省発表のものとはほぼ一致する。

一方、「ホルグ」で実施される2種類の実験で使用されるプルトニウム量の合計は82.5g、高性能火薬量の合計は100gで、同省の発表とは明らかに異なる。M

◆◀8ページからつづく

験中止を求める決議。

●5月29日 原子力委員会、民間組織による原発の核燃料廃棄物埋設処理と費用の消費者負担を提言する報告書案を公表。

●5月30日 米エネルギー省、ネバダ核実験場にある未臨界核実験用の施設を公開。実験実施を6月27日以降に延期と発表。(本誌41号参照)

●5月31日付 米軍、地中貫通型核爆弾「B11」を実験配備。外殻は劣化ウラン製。(本誌41号参照)

●5月31日 KEDO、軽水炉用地着工に向けた北朝鮮との第2次実務協議開始。6月7日まで。

●6月2日 韓国の民間シンクタンク、亜・太政策研究院の中・院長、「北朝鮮の核兵器保有は間違いない」との見解を示す。

●6月3日 呉市長、米未臨界核実験の中止要請書を駐日臨時米大使に打電。広島県被団協と県原水禁など、中止要請書を外務省などに手渡す。

●6月3日付 インド、中距離弾道ミサイル「プリティビ」10発前後をバキスタン国境のパンジャブ州に配備。米ワシントン・ポスト紙報道。

●6月4日 北朝鮮が5月末時点で、使用済み核燃料棒8000本のうち8割以上封印。米政府筋明かす。8月末までに全燃料棒の封印完了の見通し。

●6月5日 橋本首相、デンバー・サミットで、ウクラ

イナ、ロシア両国の核兵器解体に伴う核物質の管理・拡散防止を主要議題とするとの見通しを示す。

●6月5日 広島県廿日市市長、米未臨界核実験中止を求める抗議文を、米国大使館に郵送。

●6月5日付 米ワシントン・タイムズ紙、亡命した黄・元書記が、北朝鮮の地下核実験計画を北朝鮮外務省が阻止と証言、と報道。

沖繩

●5月22日 県環境保健部、米軍基地の航空機騒音が地域の住民の健康に与える影響調査の1996年度結果を発表。

●5月23日 福岡高裁那覇支部で、「嘉手納基地爆音訴訟」控訴審の第16回口頭弁論。

●5月24日 戦車揚陸艦フレデリック、ミサイルブリゲートのワーズワース、マクスキー、WBに寄港。

●5月26日 大田・橋本会談。普天間飛行場返還作業部会(タスクフォース)。沖縄政策協議会幹事会。

●5月26日 実弾砲撃演習の移転先の日出生台演習場を抱える、大分県と玖珠、九重、湯布院の三町、協議会を開催、国との協定書締結を確認。

●5月27日 第5回沖縄政策協議会。

●5月27日 外務省沖縄事務所の大大使、外務省が、通報遅れの改善のため、県への「ホットライン」を設定したことを明らかに。

●5月29日 米軍用地強制使用第4回公開審理。

●5月30日 嘉手納基地のF-15、離陸直後に防風ガラスを基地に落とす。施設局、県に通報せず。

●6月2日 県議ら22人がSACOで規定された基地内立ち入り申請を、米軍側が不許可と判明。

●6月3日 楚辺通信所の一部土地の明け渡しを求めた訴訟の第5回口頭弁論那覇地裁で開廷。

●6月4日 名護市の比嘉市長、久間防衛庁長官と諸富施設庁長官に、「海上ヘリポート建設の調査を容認しただけ」と念押し。

●6月5日 強襲揚陸艦ベローウッド、揚陸輸送艦ダビュック、揚陸艦フォート・マクヘンリー、WBに寄港。

●6月5日 名護市の比嘉市長、地元の頭越しに海上ヘリポートを建設しないよう首相に要請。

●6月5日 地主取り違え問題で、県取容委員会の却下裁決(5月9日)を不服として、那覇防衛施設局、建設大臣に審査請求。

沖繩のこよみ

◆ 7月3日ごろ 第5回公開審理

◆ 12月末 FIG実施計画を完成する期限。(SACOでの決定)

◆ 97年度末 104号線越え実弾砲撃演習、本土移転の期限。(SACOでの決定)

◇◆◆◆

国会レポート

衆議院(1997.5.1~17)

(作成:佐藤毅彦)

日本の「安全保障の民主化」には、「行政情報の公開」と「国会の調査機能の強化」が不可欠である。安全保障についての国会議論の項目レポートを始めることにした。国会には議事録をインターネットに流すことを求めたい。(編集部)

5月6日(火)

[行政改革に関する特別委員会]

●松本善明(共産):日米安保共同宣言に関する橋本首相の演説の内容

5月13日(火)

[地方行政委員会]

●松崎公昭(新進):特殊急襲部隊(SAT)の強化及び海外派遣

5月14日(水)

(第52号3ページ) [外務委員会] (ジの訂正参照)

●島聡(新進):駐ペルー日本大使公邸占拠・人質事件と日本政府の対応、危機管理対策

●丸谷佳織(新進):駐ペルー日本大使公邸占拠・人質事件と日本政府の対応

●玄葉光一郎(民主):駐ペルー日本大使公邸占拠・人質事件と日本政府の対応、危機管理対策

●松本善明(共産):①日米安保体制の現状維持の是非-在日米軍の将来的駐留体制/北朝鮮による我が国武力侵攻②CTBT-現存核兵器への規制/打撃なしとの指摘への政府の評価/米の脱退可能性表明への政府の評価/コンピューター・シミュレーション、未臨界実験による米核開発/マレーシア決議案(96.12.10採択、本誌33,34号参照)棄権の理由/沖縄返還時における核兵器再配備のための密約

●伊藤茂(社民):①ザイル内戦、今後の見通し②政府の沖縄政策の展望

●安倍晋三(自民):①CTBT一条約の意義/インド、イラン、北朝鮮の対応/外務省が把握して

いる核疑惑国②北朝鮮日本人妻③北朝鮮による日本人拉致疑惑事件

●東祥三(新進):①CTBT-核爆発監視施設/インバの状況と国際的対応②対人地雷全面禁止条約作成の動きと我が国の対応③可塑性爆薬条約-我が国の国際テロ対策④駐ペルー日本大使公邸占拠・人質事件-日本政府の対応/在イラン米大使館占拠事件での米の事後処理

●前原誠司(民主):①CTBT-未臨界実験/平和的核爆発の10年後見直し②可塑性爆薬条約-郵政省の対策③日米防衛協力のためのガイドライン見直し問題-政府の方針/国会への中間報告提出の必要性

5月15日(木曜日)

[安全保障委員会]-参考人意見聴取

(参考人)青山学院大学教授・阪中友久/前統合幕僚会議議長・西元徹也/軍事評論家・前田寿夫

●江口一雄(自民):ガイドライン見直し-憲法の枠内で行われることは是非/見直しに伴う立法措置/装備の共同開発、武器輸出三原則緩和の是非/他のアジア諸国との協調/防衛政策における現行憲法の有効性

●佐藤茂樹(新進):ガイドライン見直し-「経過報告」に対する評価、問題点、課題/有事法制議論の必要/安保体制離脱後の我が国の安全確保/ACSA有事適用への所見

●藤田幸久(民主):ガイドライン見直し-周辺諸国、国連との関係調整/支援の範囲、内容明示の必要性/基地使用に関する事前協議の定義明示の必要性/日米間の防衛関係協議の内容、事実関係を明らかにする必要性

●中野雅弘(共産):ガイドライン見直し-米側の具体的要求内容/見直し後の共同作戦計画作成の予定、現行の共同作戦計画との関連

●上原康助(社民):ガイドライン見直し-前提条件を見直す可能性/現行ガイドラインに対する基本的認識/アジア諸国の懸念への対応

●平田米男(新進):ガイドライン見直し-冷戦後の防衛力の在り方に関する日米協議の必要性/冷戦後の日米軍事態勢の見直しふまえたガイドライン見直しの必要性

●中谷元(自民):朝鮮半島有事の可能性-在留邦人の救出方法/国連決議がなされた場合に米

軍に対してなすべき支援

●前原誠司(民主):ガイドライン見直し-公海上での地雷除去の判断基準/領域内での武器、武器部品、弾薬補給の可否/実効性確保

●中野正志(自民):①米軍プレゼンスの重要性②安保条約破棄の場合の自主防衛の必要性

●村井仁(新進):①武器輸出三原則に関する見解②対米武器技術供与、共同生産の必要性

●倉田栄喜(新進):多面的脅威への対処

●達増拓也(新進):安保条約破棄の場合に生じる韓国との軍事的軋轢

[科学技術委員会]

●江渡聡徳(自民):原子力の開発利用とその安全確保-科技庁が動燃の改革を論ずる資格/原子力安全委員会の安全審査の在り方/固化処理施設爆発事故/直接対話促進の必要性/ドイツの事故時の通報連絡体制/アスファルト固化の運転条件の変更に関する運転計画書作成の責任/原子力の安全教育充実

●斎藤鉄夫(新進):原子力の開発利用とその安全確保-鹿児島県北西部地震と川内原発への影響/BWR型原子炉と地震対策/アスファルト固化処理施設の火災爆発事故/科技庁の核融合研究開発への姿勢/世界の核融合研究の現状/国際熱核融合実験炉(ITER)建設の意義

●田中慶秋(新進):原子力の開発利用とその安全確保-科技庁の危機管理の受け止め方/科技庁の自己改革の必要性/動燃の国会に対する虚偽報告/科技庁の動燃告発の理由

●辻一彦(民主):原子力の開発利用とその安全確保-原子力安全委員会の安全審査/キャンペーン計画/原子力の一元的安全規制体制

●吉井英勝(共産):原子力の開発利用とその安全確保-固化処理施設爆発事故/原子力施設の防災対策

●辻元清美(社民):原子力の開発利用とその安全確保-キャンペーン計画/原子力安全委員会の位置づけ/原子力政策に対する国民的合意形成の重要性

●堀込征雄(太陽):原子力の開発利用とその安全確保-動燃の一連の事故と技術者意識/新たな固化処理技術の研究開発状況/原子力に係る情報公開システムの早期確立

日誌

1997.5.21~6.5

(作成:笠本丘生、照屋みどり)

CTBT=包括的核実験禁止条約/CWC=化学兵器禁止条約/EU=欧州連合/FIG=普天間実施委員会/ICBM=大陸間弾道ミサイル/KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構/NATO=北大西洋条約機構/OPCW=化学兵器禁止機関/SACO=沖縄に関する特別行動委員会/WB=ホワイトビーチ

●5月22日 KEDO、EUの理事会メンバーとしてのKEDO加盟で正式合意と発表。

●5月23日付 中国が開発中の次世代ICBM「東風31号」の初試射、近く実施の見込み。中国初の地上移動式。米ワシントン・タイムズ紙報道。

●5月23日付 反核テーマの大型タペストリー、日本各地で巡回展示の計画進行中。作品展示中の仏アンジェ市長が広島・平岡市長に協力要請。

●5月25日 OPCW締約国会議全体会議で、査察局長に陸上自衛隊幹部就任が決定。

●5月26日 東京都中野区長、米未臨界核実験の撤回を求める。(本誌46号参照)

●5月27日 NATOとロシア、冷戦後の欧州の安全保障の基盤となる「基本文書」に調印。NATO新規加盟国への核不配備再確認。米口首脳会談で信頼醸成のための専門家会合開催で合意。

●5月27日 CTBT暫定技術事務局の国際監視制度局上級専門官に、気象庁地震火山部管理課の官僚が内定。来月1日付で任命。

●5月27日 訪韓中のベリー前米国防長官、ソウルで講演、北朝鮮の核兵器保有疑惑を否定。

●5月28日 クリントン大統領とEU議長国オランダのクック首相、EUのサンテール欧州委員会委員長、EUのKEDO加盟で正式合意。

●5月28日 広島県被団協、「原爆ドームは世界遺

産化すべきでなかった」との論文発表した本島・前長崎市長に抗議文送付。

●5月28日 東京都豊島区議会で米未臨界核実験7ページ下段へつづく→◆

読者のみなさんへ

宛名ラベルのメッセージについて

定期購読者には「(定)」が入っています。その他の方々も、定期購読して下さい。止める場合は、ご一報下さい。

お送りした号で誌代が切れるとき、「今号で誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。また、お送りした号がすでに前号以前に誌代切れになっているとき、「誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。

郵送による定期購読をお勧めします。月2回発行で、年間¥5,000-(6ヶ月¥2,500-)です。タイトルの下に記載した郵便振替口座でお振り込み下さい。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

照屋みどり(PCDS)、笠本丘生(平和資料協同組合)、水野希代子(PCDS)、中田眞里子(平和資料協同組合)、佐藤毅彦、パティ・ウィリス(P CDS、カナダ)、梅林宏道